

表 6 - 6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	騒音の 大きさ	夜間又は 深夜作業 の禁止	1日の 制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打く い抜機を使 用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午後7時 まで 第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第1号区域 1日につき 10時間 第2号区域 1日につき 14時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他 の休 日	もんけん、圧入式くい 打くい抜機又はくい打 機をアースオーガーと 併用する作業を除く。
びょう打機 を使用する 作業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
さく岩機を 使用する作 業						電動機以外の原動機を 用いるものであって、 その定格出力が15kW 以上のものに限る。 (さく岩機の動力とし て使用する作業を除 く。)
空気圧縮機 を使用する 作業						混練機の混練量がコン クリートプラントは、 0.45m ³ 以上、アスフ ルトプラントは、 200kg以上のものに 限る。(モルタル製造 のためにコンクリート プラントを設けて行 う作業を除く。)
コンクリ ートプラント 又はアスフ ルトプラ ントを設け て行う作業						原動機の定格出力が80 kW以上のものに限 る。
バックホウ を使用する 作業						原動機の定格出力が70 kW以上のものに限 る。
トラクター ショベルを 使用する作 業						原動機の定格出力が40 kW以上のものに限 る。
ブルドー ザーを使 用する作 業						

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で
(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、
(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の
区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないもの
として環境大臣が指定するものを除く。